

## 壱岐市学校給食センター消防設備点検業務仕様書

- ① 業務の場所 壱岐市勝本町立石東触
- ② 業務の概要 消防法第17条の3の3の規定に基づき、給食センター内の消防設備の設備点検業務(年2回)

- ③ 業務の対象
- ・消火器具 23箇所
  - ・屋内消火栓設備 4箇所
  - ・自動火災報知設備

| 名 称    |               | 箇所数  |
|--------|---------------|------|
| 感知器    | 差動式スポット型      | 48箇所 |
|        | 定温式スポット型      | 78箇所 |
|        | 煙式スポット型光電式非蓄積 | 20箇所 |
| 地区音響装置 |               | 6箇所  |
| 発信機    |               | 4箇所  |

- ・誘導灯及び誘導標式 3箇所
  - ・非常電源(非常電源専用受電設備) 1箇所
- ④ 業務の内容 設備点検業務は、消防設備士又は消防設備点検資格者を派遣し、年2回消防法第17条の3の3の規定に基づき、次の業務を行うものとする。

- ・消火設備の内部及び機能点検・放射試験・薬剤充填
  - ・屋内消火栓設備の点検・放水テスト・放水圧力測定
  - ・自動火災報知設備の点検・遠隔試験
  - ・誘導灯及び誘導標式の点検
  - ・非常電源(非常電源専用受電設備)の点検
- ⑤ 費用の負担
- ・点検業務にかかる消耗品については、無償とする。
  - ・不調時点検の技術料、諸経費等は、委託料に含むものとする。
  - ・その他、有償による装置部品の取替を行う場合は、その都度見積書によりセンター長の許可を得ること。

- ⑥ その他
- ・点検業務を実施する時は、必ず事前に日時を連絡し、センター長の許可を得ること。
  - ・点検作業をするものは、点検作業前に赤痢菌・サルモネラ菌・腸管出血性大腸菌O157の検査を受け、陰性であること。また、検査成績書を作業点検前に提出すること。

- ・点検業務が完了した場合は、速やかに業務完了通知書に点検結果報告書及び作業状況写真を添付し提出すること。
- ・この仕様に定めのない事項は、契約中に定めるものとする。